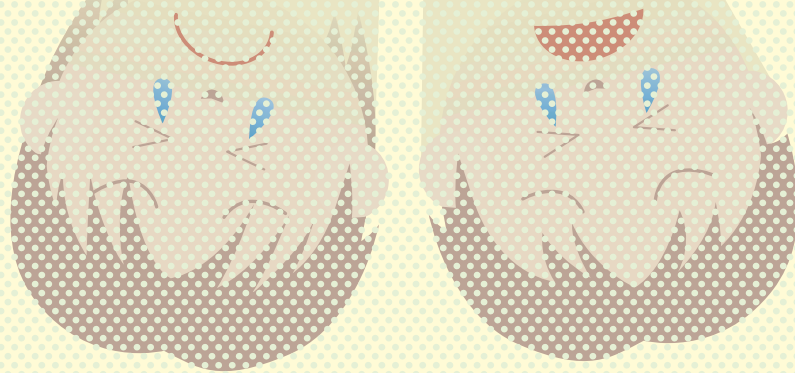




# 小さなサインに気づいて

～児童虐待・暴力から子どもを守るために～  
「学校対応」編



平成22年1月

## 【きのくに子どもの自立と共育推進会議】

県PTA連合会、県高等学校PTA連合会、県都市教育長協議会、県町村教育長会、県青少年補導センター連絡協議会、  
県民生委員児童委員協議会、県連合小学校長会、県中学校長会、県高等学校長会、県特別支援学校長会、県公立幼稚園長会、  
県子ども未来課、県青少年・男女共同参画課、県警察本部、県子ども・女性・障害者相談センター、和歌山県立医科大学、  
スクールカウンセラー代表、学校支援サポーター代表、県教育委員会

# I 児童虐待

## 1 児童虐待とは

児童虐待は、特別な出来事ではありません。子育てをしている中で誰もが陥りやすい身近な出来事です。暴力などによる誤ったしつけ、自宅の部屋や車に幼い子どもを放置することや子どもが生活していく上で必要な服装、食事、住居を与えなかったりする養育の怠惰・放棄などが児童虐待です。児童虐待の防止等に関する法律（通称「児童虐待防止法」）では、18歳に満たない子どもが対象となっています。

### （児童虐待の種類）

- 身体的虐待
- 心理的虐待
- ネグレクト
- 性的虐待

### こんなことも児童虐待！

子どもの感受性は非常に敏感です。親が児童虐待でないと思っても、子どもが心の傷を負っていれば、児童虐待です。

#### ○身体的虐待に含まれる行為

- ・しつけと称して、「お尻をたたく。長時間、戸外に締め出す。部屋に閉じ込める。」などです。

#### ○心理的虐待に含まれる行為

- ・「言葉による暴力。おどしておびえさせる。無視、存在の否定。自尊心を踏みにじる。大事なものを捨てる。」などです。

#### 児童の目前での配偶者に対する暴力（平成16年改訂 児童虐待防止法第2条第4項）

直接児童に対して向けられた行為ではなくても、同居関係にある配偶者や内縁関係にある家族から受ける家庭内暴力であるDV（ドメスティック・バイオレンス）により、**家庭内で暴力を見せること自体が、子どもの安心と安全を脅かすものとなり、児童への心理的虐待となります。**

#### ○性的虐待に含まれる行為

- ・「わいせつな行為をすること。わいせつな行為をさせること。」などです。

## 「子どもの命」が最優先

### これまでの国、県の主な取組

#### ○「児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について」（通知）

- ・児童虐待防止にかかる取組の一層の充実等 文部科学省 平成22年1月  
HPアドレス [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1289682.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1289682.htm)

#### ○冊子「小さなサインを見逃さないで～子どもの虐待を防ぐために～」

- ・子どもの虐待を取り巻く現状と学校の対応等 和歌山県教育委員会 平成16年6月

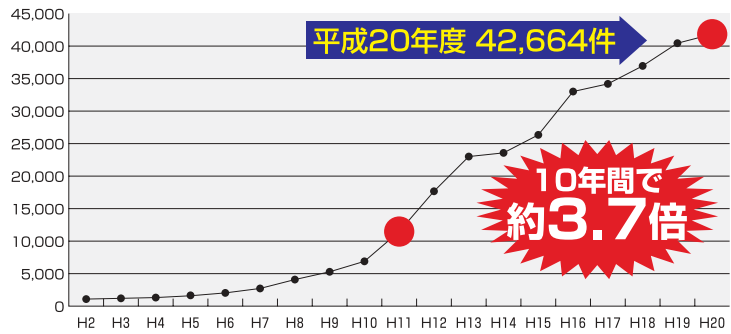
## 2 児童虐待の状況

### 【全国の状況】

平成20年度に全国の児童相談所に対応した児童虐待相談対応件数

**42,664件** (過去最多)

児童相談所における児童虐待  
相談対応件数 (厚生労働省)



どの学校・どのクラスにも存在するかもしれない

### 【本県の状況】

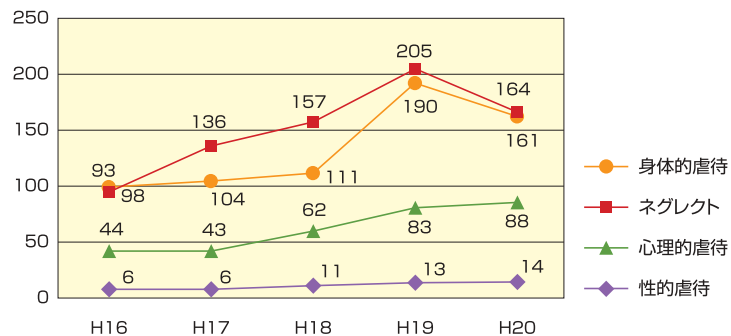
平成20年度に本県の児童相談所で相談を受けた虐待種別相談件数

○身体的虐待 ..... 161件    ○心理的虐待 ..... 88件  
○ネグレクト ..... 164件    ○性的虐待 ..... 14件

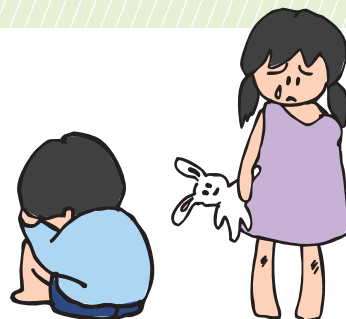
疑わしい

**通告**

虐待種別相談件数の推移



児童虐待相談件数  
氷山の一角



# 【児童虐待の早期発見チェックシート】

子どものSOSサインは、弱々しく、また、間接的な場合があるので、日頃から児童虐待への危機感をもって接することが必要です。チェックシートの活用により、児童虐待による子どもの心への傷を防いでください。

## ■保育所・幼稚園用

(「小さなサインを見逃さないで～子どもの虐待を防ぐために～」から)

### 子どもの状況

#### 【乳児(1歳未満児)】

- 不自然な傷やたたかれたようなあざがある
- 特別な病気もないのに体重増加に遅れが目立つ
- 表情が乏しく、語りかけやあやしにも無表情である
- 抱かれると異常に離れたがらず、周りに対しておびえたような様子がみられる
- 身体や衣服が極端に汚れたままで登園(所)することがよくある
- 母子健康手帳の記入が極端に少ない

#### 【幼児(1歳から就学前)】乳児に見られる特徴以外に、

- おびえた泣き方をしたり、かんしゃくが激しかったりする
- 保護者が迎えに来ても帰りがたがらない
- 職員をためしたり、独占したりしようとまとわりついて離れない
- 家庭でのけがを保育士などが聞くまで言わない
- 給食をガツガツ食べ、おかわりを繰り返す
- 基本的な生活習慣が身につけていない
- 集団から離れ、孤立していることがよくある
- 理由もなく保育所・幼稚園を休むことがある

### 保護者の状況

- 子どもの扱い方がハラハラするほど乱暴である
- いつもイライラしていて、よく怒る
- わが子に対して拒否的な言動をとる
- 子どもに予防接種や健康診断を受けさせない
- 保護者の価値観で行動し、子どものペースに無頓着である
- 他の兄弟姉妹と著しく差をつけたり、他の子どもと常に比較したりしている
- 保育所・幼稚園での子どもの生活に全く無関心である
- 家庭の状況を語りたがらない
- 理由がないのに長時間保育所に置きたがる
- 子どもの外傷などについて、不自然な説明をする

## ■学校用

### 子どもの状況

- 打撲によるあざ、火傷などの不自然な傷がよく見られる
- 身体的発達が著しく遅れている
- 表情や反応が乏しく、元気がない
- 乱暴・攻撃的な言葉づかいをする
- 他の子どもをいじめる
- 小動物・昆虫・植物などの生物に対する残虐な行為をする
- 嘘をついたり、教師に対して反抗的な態度をとる
- 単独で非行(万引き、窃盗など)を行う
- 性的逸脱行為・極端な性への関心、異性に対する拒否感が見られる
- 授業に集中できず、教室・学校から抜け出す
- 下校時間になっても帰りたがらず、時には家出・外泊をする
- 理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退がある
- 急激な成績の低下が見られる
- 身体・服装が極端に汚れたままで登校する
- 給食をガツガツ食べ、おかわりを繰り返す

### 保護者の状況

- 子どもの扱い方がハラハラするほど乱暴である
- 感情的になったり思い通りにならないとすぐ怒る
- 無表情で、子どもに対して語りかけをしない
- 自分の子どもに対して拒否的な言動をとる
- 教師等との面談を拒みがちである
- 保護者の価値観で行動し、子どものペースに無頓着である
- 他の兄弟姉妹と著しく差をつけたり、他の子どもと常に比較したりしている
- 子どもの学校生活に無関心である
- 子どもの外傷などについて、不自然な説明をする

### 3 児童虐待の対応と早期発見

#### 児童虐待の対応のポイント

①組織体制 ②地域連携 ③研修 ④教育相談体制 など

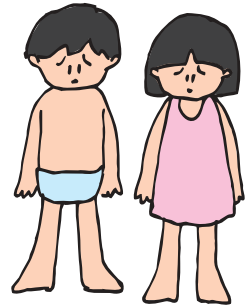
## 児童虐待→早期発見等の努力義務

学校における児童虐待の早期発見のポイント

### 重要なサイン▶「不自然さ」

【不自然な傷】 【不自然な説明】  
【不自然な表情】 【不自然な行動】

児童虐待の早期発見  
チェックシートの活用



※「児童虐待」が児童・生徒の問題行動の背景となっている場合があります。

## 児童虐待→【通告義務】

- 子どもの様子がおかしいと感じたとき
- 児童虐待が疑われ、ただちに対応することが必要なとき



### 児童虐待の発見・疑い（校長等との協議）

#### 緊急

- 児童相談所に通告
- 必要に応じて警察に通報

●職員会議などへの状況報告

●子ども・家庭状況の観察・相談

【学校における判断】 状況の共通認識と分析

- ①子どもの状況
- ②家族・虐待当事者の状況
- ③家族を援助する環境

## 危機的状況からの分離 （緊急介入）児童相談所、警察、医療機関等

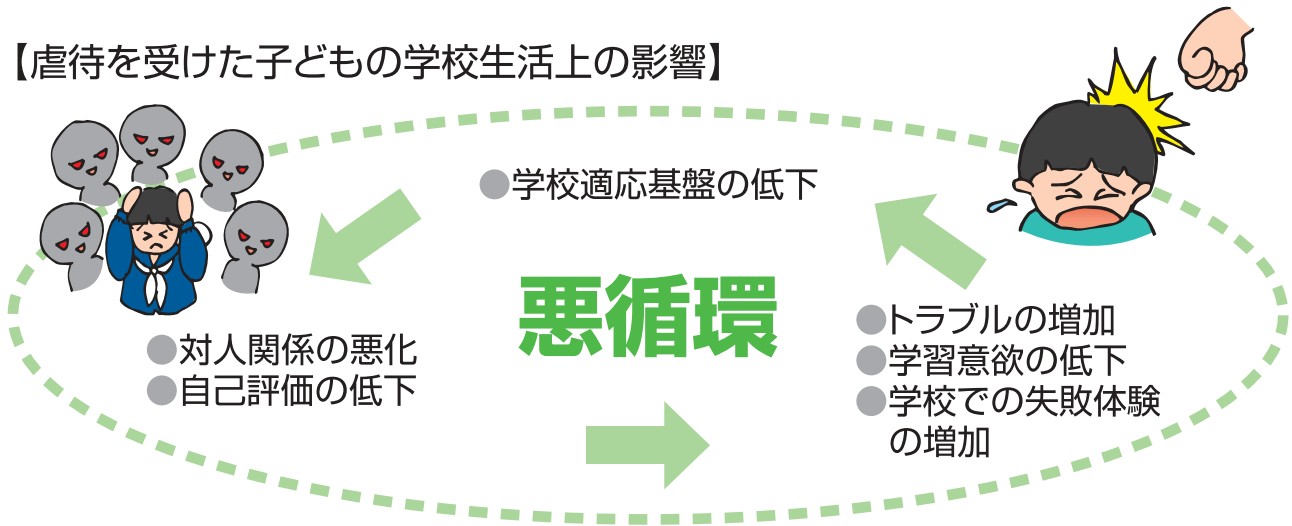
※通告者が、誰なのか外部に知られることはありません。  
※勘違いであっても、責められません。  
※少しでも、子どもの様子が気になれば、通告してください。

#### 【留意事項】

通告の際には、出来るだけ多くの情報を提供することが大切です。  
学校では、「いつから」「だれから」「どんなふう」「何をされたか」「頻度」などの内容を記録し、連絡してください。

## 4 児童虐待と学校生活

### 【虐待を受けた子どもの学校生活上の影響】



### 【児童虐待の事例】

(「小さなサインを見逃さないで～子どもの虐待を防ぐために～」から)

#### 【ケース1】様子が不明である児童への緊急対応

##### 【状況】

小学校6年生の男児。小学校5年生ごろから顔に青あざをつくることがあった。6年生になってから、長期欠席となる。親は、級友の訪問に対しては「体調が悪いので」、担任の家庭訪問に対しては「学校でいじめられている、本人がいきたがらない」などと答え、本人の様子について詳細がわからない。

##### 【対応】

- ※養育者の態度が拒否的、暴力的で言動が不自然な場合や、近隣者に尋ねても本人の詳細が不明の場合は、早期に児童相談所に通告しましょう。
- ※「子どもの身体の様子が心配」であるという内容を何度も伝え、子どもに直接会って確認しましょう。
- ※プライバシーに配慮した上で、子どもと家族の情報収集を行い、学校内で把握している内容を整理しましょう。

##### 【ポイント】

- ※不自然な部位の皮下出血や骨折、体重や身長などの身体的な兆候
- ※頭痛、腹痛、倦怠、食欲不振などの心理的な兆候

#### 【ケース2】感情が激しく、不自然な行動をとる児童への対応

##### 【状況】

3歳の幼稚園に通う男児。体格は小さい方で、昼食をむさぼるように食べる。遊具の片付けなどを注意すると、奇声を発して暴れ回る。母親は男児の行動に無関心である。また、母親の前では、男児は妙におとなしい。

##### 【対応】

- ※子どもに投げかけた言葉が、場合によっては、命令的な言葉に感じる可能性があります。「いっしょに片付けようか」、「片付けるのを手伝ってくれる」などの言い方が対応に適している場合があります。
- ※養育者には、自尊心を傷つけず、批判的にならないように説明することが大切です。

##### 【ポイント】

- ※どのような状況になれば通告するか決定
- ※養育者の状況に応じた柔軟な対応と子育てについてゆっくりと話す機会の設定
- ※子ども等の気になる言動の記録と複数の者による把握

#### ※「子どもの行動に虐待が影響している場合がある他のケース」

- 幼児の万引き、非行などの反社会的行動
- 注意欠陥多動障害 (ADHD)、学習障害 (LD) の疑いのある子どもの自傷行為

# Ⅱ 児童虐待とDV

## 1. DVの子どもへの影響

DVが起きている家庭で育つ子どもには、傷ついた親の感情を受け止めたり、DVを目のあたりにしたりすることによって、心に大きな傷を負っていることに配慮した対応をする必要があります。

(「Ⅰ 児童虐待」参照)

### 配偶者からのDV被害経験

5年以内に配偶者から何らかの被害を受けた経験の有無

**調査対象** 既婚者(女性1,358人、男性1,077人)

**被害者** 女性 13.6% 男性 8.5%

平成21年3月 男女間における暴力に関する調査(概要)(内閣府男女共同参画局)



## 2. デートDV

交際相手を怖がらせたり、傷つけたりして暴力を用いて相手を自分の思い通りにしようとする行為(束縛する等)は、デートDV(交際相手からの暴力)と呼ばれています。

### 交際相手からのデートDV被害経験

交際相手から“身体的暴行”“心理的攻撃”“性的強要”のいずれかをされた経験

**調査対象** 10歳代から20歳代の頃に、「交際相手がいた(いる)」という人(女性943人、男性799人)

**被害者** 女性 13.6% 男性 4.3%

平成21年3月 男女間における暴力に関する調査(概要)(内閣府男女共同参画局)

中学生や高校生といった若年層の間でも、暴力によって関係を築こうとする態度が見られることがあります。お互いを尊重しあえる関係を築いていくためには、学校においてもDV(デートDV)を予防するための教育が大切です。

## ●DV(デートDV)を予防する教育の推進

### 【主なポイント】

- 1 子どもの実態把握
- 2 実態に応じた指導
  - ※「暴力による支配」→ 人権侵害
  - ※暴力の種類
    - ①身体への暴力 ②言葉での心理的・感情的な暴力
    - ③性的な暴力 ④経済的な暴力 ⑤行動の制限 など
- 3 相手を尊重する関係づくりや自己表現力のトレーニングの充実

「子どもをどう育てるか」  
学校・家庭・地域が理解し合い、  
共に歩み育てる「共育」の推進

# 【子どもの虐待等に係る主な関係機関】

各市町村児童虐待相談担当課……各市町村にお問い合わせ下さい

|                           |                  |          |            |
|---------------------------|------------------|----------|------------|
| 県子ども・女性・障害者相談センター(子ども相談課) | TEL 073-445-5312 | 月～金      | 9:00-17:45 |
| (女性相談課)                   | TEL 073-445-0793 | 年末年始以外   | 9:00-21:30 |
|                           | (面接相談 要予約)       | 月～金      | 9:00-17:45 |
| 県紀南児童相談所                  | TEL 0739-22-1588 | 月～金      | 9:00-17:45 |
| 県紀南児童相談所新宮分室              | TEL 0735-21-9634 | 月～金      | 9:00-17:45 |
| 子どもと家庭のテレホン110番           | TEL 073-447-1152 | 月～金      | 9:00-20:00 |
|                           |                  | (土・日、祝日) | 9:00-16:30 |
| DV被害者支援センター(紀南DVセンター)     | TEL 0739-24-3322 | 毎日       | 終日         |
| 岩出保健所                     | TEL 0736-63-0100 | 月～金      | 9:00-17:45 |
| 橋本保健所                     | TEL 0736-42-3210 | 月～金      | 9:00-17:45 |
| 海南保健所                     | TEL 073-482-0600 | 月～金      | 9:00-17:45 |
| 湯浅保健所                     | TEL 0737-63-4111 | 月～金      | 9:00-17:45 |
| 御坊保健所                     | TEL 0738-22-3481 | 月～金      | 9:00-17:45 |
| 田辺保健所                     | TEL 0739-22-1200 | 月～金      | 9:00-17:45 |
| 新宮保健所                     | TEL 0735-22-8551 | 月～金      | 9:00-17:45 |
| 新宮保健所串本支所                 | TEL 0735-72-0525 | 月～金      | 9:00-17:45 |
| 和歌山市保健所                   | TEL 073-433-2261 | 月～金      | 8:30-17:15 |

## ●ここでの電話相談

県精神保健福祉センター TEL 073-435-5192 月～金 9:30-16:00

## ●いじめ等の少年の悩みに関する相談

ヤングテレフォン・いじめ110番 TEL 073-425-7867 月～金 9:00-17:45  
(夜間、土・日、祝日も当直で対応)

## ●いじめ、不登校等の教育に関する相談

県教育センター学びの丘教育相談課 TEL 0739-23-1988 月～金 9:00-17:00  
 県教育センター学びの丘教育相談室 TEL 073-422-7000 月～金 9:00-17:00  
 (いじめ専用) TEL 073-422-9961 月～金 9:00-18:00

## ●男女共同参加社会のためのあらゆる相談

県男女共同参画センター(りいびる) TEL 073-435-5246 火～土 9:00-20:30  
 日 9:00-17:00

女性の人権ホットライン(県人権啓発活動ネットワーク協議会)

TEL 073-425-2706 月～金 8:30-17:15

## ●人権に関する相談

弁護士による法律相談(財)和歌山県人権啓発センター 要予約  
 TEL 073-435-5420 第2・4木曜 13:00-16:00

人権電話相談(人権ホットライン(財)和歌山県人権啓発センター)  
 TEL 073-421-7830 月～金 9:00-16:00

## ●子どもの人権全般についての相談

子どもの人権110番 TEL 073-425-2704 月～金 8:30-17:15

## ●ストーカー・DV被害等に関する相談

県警察本部相談課 TEL 073-432-0110 月～金 9:00-17:45  
 (夜間、土・日、祝日も当直で対応)

きのくに子どもの自立と共育推進会議事務局

和歌山県教育委員会 学校指導課 TEL 073-441-3651



地球環境保護のために、再生紙と大豆インクを使用しています。